

の保持増進のために必要な事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施

日及び内容

第二条 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正
労働省令第七十二号の一部を次の表のように改正する。

(生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令 (平成二十六年厚生労働省令第七十二号) の一部を次の表のように改正する。)

		改	正	後			改	正	前
第十一条 法別表第一の十の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る次に掲げる事項に関するものとする。									
一 (略)									
二 国民健康保険法第八十二条第一項の規定により市町村が行う健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容									
3 (略)									
4 登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九により作成し、申請人が印を押さなければならない。ただし、代理人により登録を申請するときは、この限りでない。									
5 専用実施権の設定又は変更の登録を申請するときは、申請書は、様式第十により作成しなければならない。									
6 仮専用実施権の設定又は変更の登録を申請するときは、申請書は、様式第十一により作成しなければならない。									
7 質権の設定又は変更の登録を申請するときは、申請書は、様式第十二により作成しなければならない。									
8 [略]									

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○經濟産業省令第五十号

特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）、実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）を実施するため、特許登録令施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十一日

經濟産業大臣 梶山 弘志

特許登録令施行規則等の一部を改正する省令
(特許登録令施行規則の一部改正)

第一条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

		改	正	後			改	正	前
第十一条 権利の移転の登録（特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づくもの及び相続その他の一般承継によるものを除く。）を申請するときは、申請書は、様式第七により作成しなければならない。									
1 [略]									
2 登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九により作成し、申請人が印を押さなければならない。ただし、代理人により登録を申請するときは、この限りでない。									
3 登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九により作成しなければならない。									
4 登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九により作成しなければならない。									
5 専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十により作成しなければならない。									
6 仮専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十一により作成しなければならない。									
7 質権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十二により作成しなければならない。									
8 [略]									

備考 表中の「」の記載は注記である。